

[事案 24-17] 転換契約無効確認、死亡保険金支払請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約時に告知義務違反があったとして、転換を取消し、転換前契約に復旧したうえで、転換前契約に基づく死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者は、平成 23 年 7 月の契約転換の 2 年前より精神状態が悪くなり、転換前の月にはさらに精神状態が不安定になっていたが、精神科医を受診しようと思わず、本転換手続の 4 日後に受診して、うつと診断され、10 日後に縊死したが、転換手続時に、被保険者は上記の精神面を告知しておらず告知義務違反であるので、本手続は無効である。転換前契約を復旧し、転換前契約に基づく死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

次の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者が告知義務違反を行った事実はない。
- (2) 仮りに告知義務違反の事実があった場合に、当然に契約が無効になるものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立の内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

○保険会社が、保険契約を引き受けるか否かの判断をするには、被保険者における保険事故の可能性に関する情報を収集する必要があるため、告知義務は、保険会社による危険測定のために、契約者や被保険者に対し法律や約款が課した義務といえる。

そして、告知義務違反の効果は、保険会社を保護するために、保険会社が保険契約を解除することができるものとされているが、契約者から保険契約を取消し、または解除することは認められない。

本件において、申立人（被保険者の相続人）は、被保険者が精神面の告知をしなかったと主張するが、申立人が主張する上記の内容は、本契約の告知書の告知事項に該当するとはいえず、そもそも告知義務違反があったと認めることはできない。

また、仮に、被保険者に告知義務違反があったとしても、本転換手続が無効となることはなく、または契約者側からの本転換手続の取消しや解除は認められない。